

資料編



1 柳川市地域福祉計画策定委員会要綱

平成24年4月1日

(設置)

第1条 柳川市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、広く住民等の意見を反映させるため、柳川市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する調査及び研究並びに計画の策定に必要な事項の検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は学識経験者、関係団体、関係事業者、関係行政機関の職員及び市の職員のうちから市長が委嘱または任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。ただし、第3条第2項の規定に基づき委員を委嘱した直後の会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長を持って充てる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 この委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 柳川市地域福祉活動計画策定委員会要綱

平成24年4月1日

(設置)

第1条 柳川市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効率的に推進するための柳川市地域福祉活動計画を策定することを目的として、柳川市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。この委員会は、平成15年11月に提示された全国社会福祉協議会の「地域福祉活動計画策定指針」に基づき、柳川市と互いに補完・補強しあい、地域福祉の推進を図るため、市の地域福祉計画と併せて、一体的に策定を進める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する調査及び研究並びに計画の策定に必要な事項の検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は学識経験者、関係団体、関係事業者、行政等のうちから会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。ただし、第3条第2項の規定に基づき、委員を委嘱した直後の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員長を持って充てる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 この委員会の庶務は、社会福祉協議会総務係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

3

柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

	団体名	役職	氏名	備考
1	柳川市要保護児童対策地域協議会	会長	生田 裕子	
2	柳川市身体障害者福祉協会	会長	石橋 英敏	
3	柳川市老人クラブ連合会	副会長	柿野 誠	
4	柳川市社会福祉法人連絡協議会	会長	覚知 康博	
5	柳川市行政区長代表委員協議会	副会長	坂本 富雄	
6	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	副所長	下川 登史美	
7	柳川市民生委員児童委員協議会	会長	白石 小夜子	副委員長
8	柳川市公民館連絡協議会	会長	白谷 宣夫	
9	柳川市議会	議員	白谷 義隆 矢ヶ部 広巳	R4年8月26日～ R4年11月21日～
10	柳川市母子寡婦福祉会	会長	新開 道代	
11	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会	役員	高須 実生	
12	九州大谷短期大学	福祉学科 長・教授	中村 秀一	委員長
13	柳川市ボランティア連絡協議会	監査	橋爪 大輔	
14	柳川市地域婦人会連絡協議会	会長	藤木 利美子	
15	柳川市地区社会福祉協議会連絡会	会長	松藤 徳光	
16	柳川市保育協会	会長	山田 元子	

※団体名、役職については、令和4年8月26日時点のもの

4 参考資料

(1) 計画策定の経過

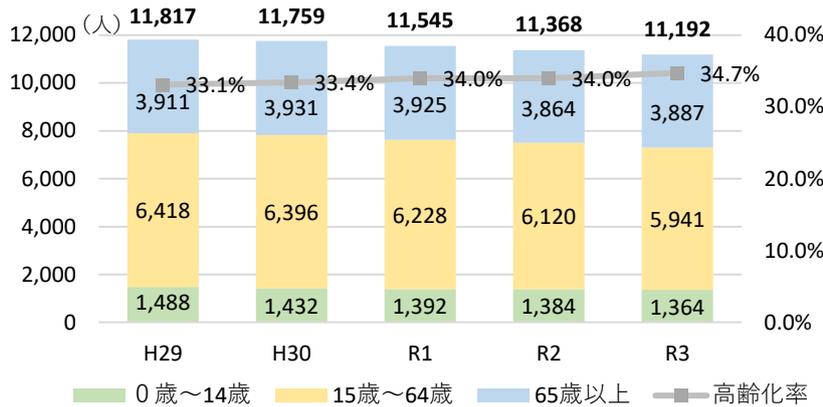
年	月日	内容
令和3年	11月15日～ 12月3日	地域福祉の推進に関する住民意識調査（アンケート調査）の実施
令和4年	4月20日～ 5月16日	地域福祉に関するアンケート調査（団体アンケート）の実施
	6月18日～ 6月26日	計画策定に向けた地域座談会の開催
	8月26日	第1回 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 【議題】 ・委員の委嘱 ・会長(委員長)及び副会長(副委員長)の選任 ①地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ②本市の福祉をとりまく状況、現状と課題について
	10月18日	第2回 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 【議題】 ①基本理念、基本目標、施策の体系について
	11月21日	第3回 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 【議題】 ①施策の展開について
令和5年	2月15日	第4回 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 【議題】 ①修正した計画案について ②パブリックコメントについて
	3月1日～ 3月14日	パブリックコメントの実施

(2) 中学校区別にみる柳川市の状況等

柳城中学校区

人口の状況

■ 柳城中校区の年齢3区分別人口の推移



◆ 柳城中学校区基本データ(R3時点)

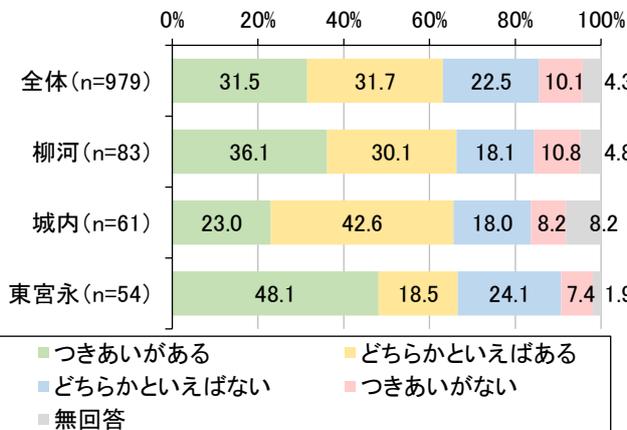
- ・人口:11,192人
- ・高齢化率 34.7%
- ・世帯:4,911世帯

◆ 包括される小学校区

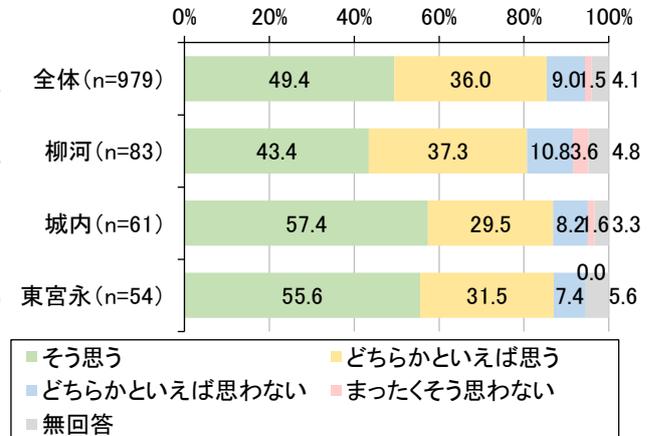
- ・柳河小学校
- ・城内小学校
- ・東宮永小学校

市民アンケート調査結果

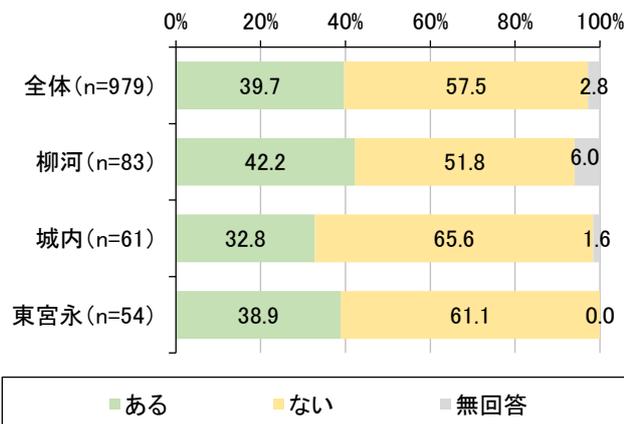
■ ご近所の人とのつきあいについて



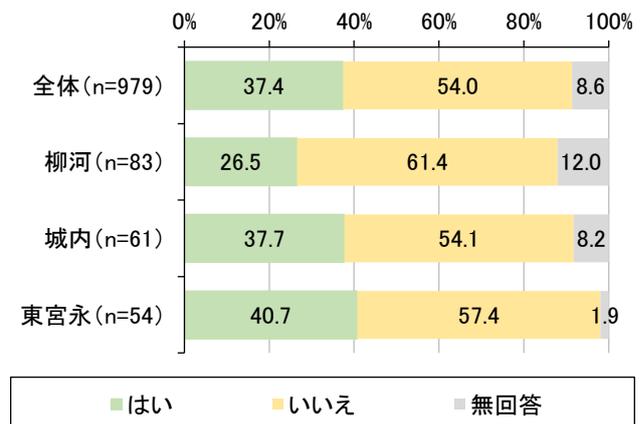
■ 柳川市にこれからも住み続けたいと思うか



■ ここ5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがあるか



■ 今後地域活動やボランティアをしたいと思うか



地域座談会より *R4.6.18(土)開催

わたしたちが思う、地域の理想像

ひとりで寂しいという人が
いない

若い人と高齢者の
交流がある地域

犯罪のない、
安全安心な地域

子育てしやすい地域

災害の時に助け合える地域

観光客でにぎわうまち

若い世代が
住み続けたいまち

わきあいあいとした地域、
助け合える地域

近所の方との
ふれあいの場がある

わたしたちの地域の今

子どもや若い世代が
減っている

若い人と高齢者の
共同作業がない

地域の付き合いが
少なくなった

コロナで集まる機会が
減った

買い物に困っている人が
増えている

近所の人以外、なかなか
知り合う機会が少ない

子ども会に加入されない
方も増えつつある

ふれあいの場が少ない

他人とのかかわりを
望まない人もいる

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

役割を個人に
集中させない、分担する

災害時に、近所の人に
避難の声かけをする

あいさつだけでなく、もう
一言二言会話を増やす

高齢者、地域どうして
声かけする

地区内での行事に参加する

行政区長、民生委員、
福祉委員に相談する

地域の集まりを
夕方からにする

サロン、フリースペース等の
居場所づくり

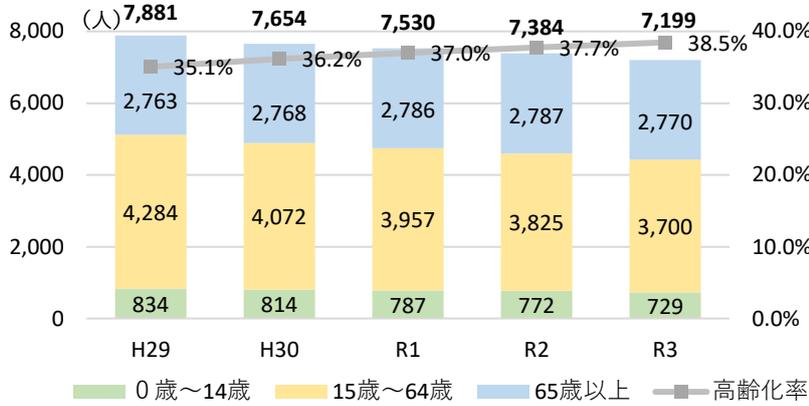
子どもが高齢者を見守る



柳南中学校区

人口の状況

柳南中校区の年齢3区分別人口の推移



◆柳南中学校区基本データ(R3時点)

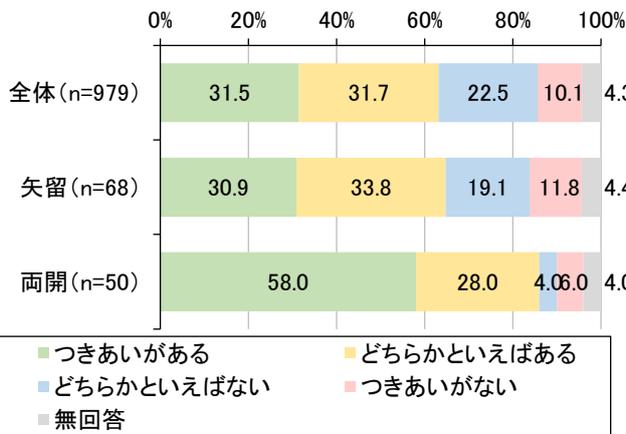
- ・人口: 7,199 人
- ・高齢化率 38.5%
- ・世帯: 2,889 世帯

◆包括される小学校区

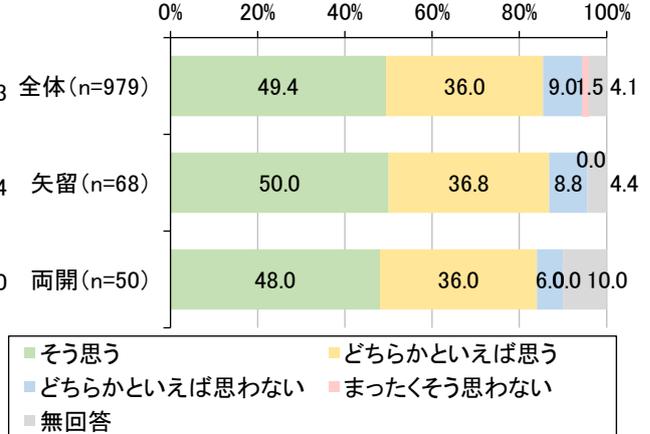
- ・矢留小学校
- ・両開小学校

市民アンケート調査結果

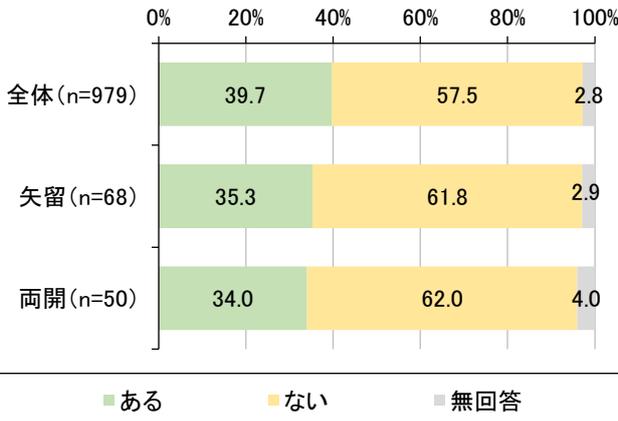
■ご近所の人とのつきあいについて



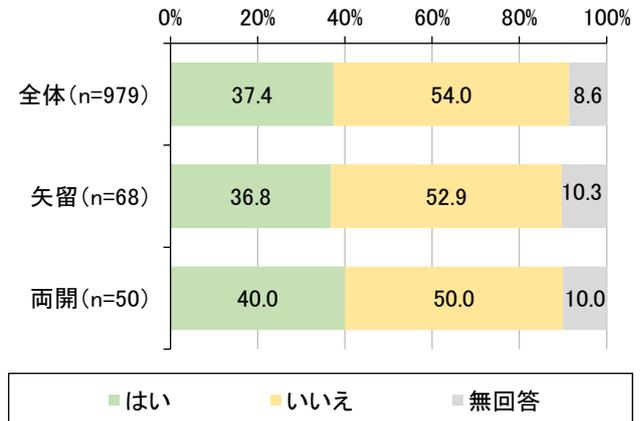
■柳川市にこれからも住み続けたいと思うか



■ここ5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがあるか



■今後地域活動やボランティアをしたいと思うか



地域座談会より *R4.6.18(土)開催

わたしたちが思う、地域の理想像

清潔感のある
クリーンなまち

いろいろな世代との交流が
できている

近所の人とのかかわりを
多く持つ

子どもと高齢者が
ふれあえる地域

高齢者が簡単に買い物
できる場所がある

相談できる人がいる

子どもたちの元気な声が
毎日聞ける

気軽にあいさつができる

お年寄りのひとり暮らし
でも寂しくない

わたしたちの地域の今

足腰が弱いから
外へ出るのが不安

高齢者の集まる
場所が少ない

ひとり暮らしの方を避難所
へ連れて行く人がいない

消防団員のなり手がいない

相談できる人を知らない

家にひとりで閉じこもり、
あまり外出しない

避難を勧めても
断わる人がいる

コロナで高齢者の孤立が
進んでいる

公民館に人が集まる機会が
少ない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

子ども会活動による子ども
たちの集まる場の確保

デイケアサロンの高齢者の
集まる場所を立ちあげる

登下校時に外に出て
見守りをする

地域に民生委員や福祉委員
等を周知する

避難支援が必要な方の把握
と支援方法を決めておく

隣近所で共に助け合う
(ゴミ出し、買い物)

町内行事に若者の参加を
促す

高齢者による共助の場を
つくる

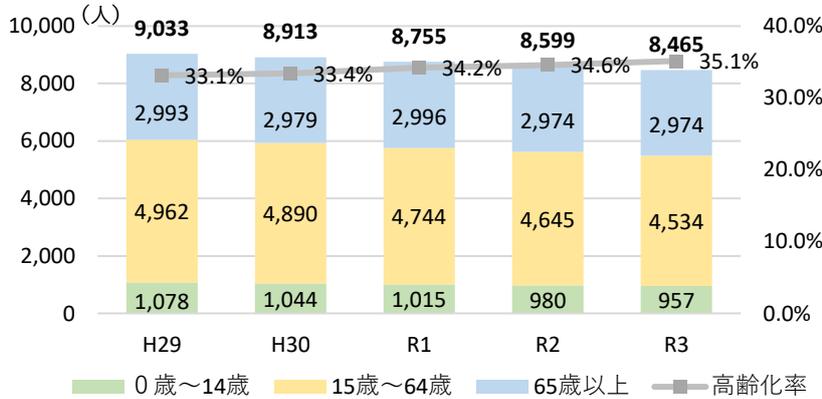
寄合活動、サロンに誘い
孤立を防ぐ



昭代中学校区

人口の状況

昭代中校区の年齢3区分別人口の推移



◆昭代中学校区基本データ(R3時点)

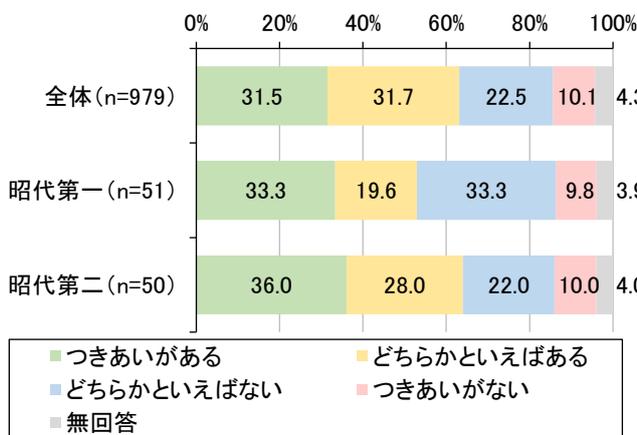
- ・人口: 8,465 人
- ・高齢化率 35.1%
- ・世帯: 3,311 世帯

◆包括される小学校区

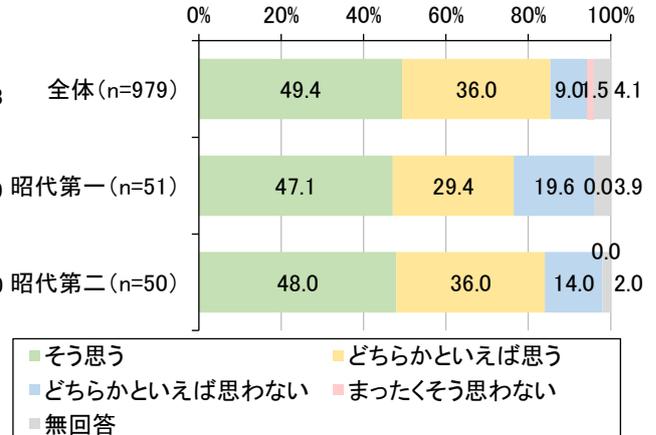
- ・昭代第一小学校
- ・昭代第二小学校

市民アンケート調査結果

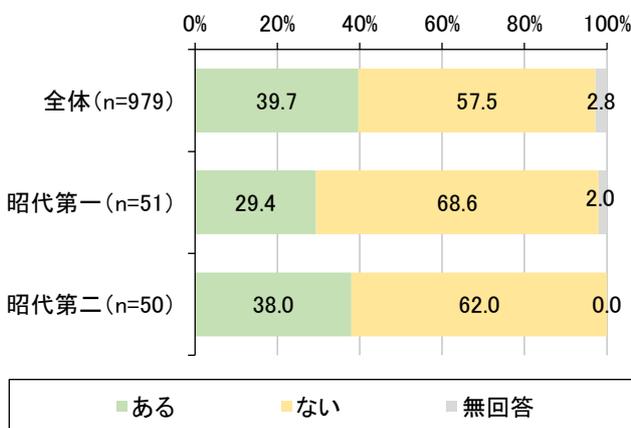
■ご近所の人とのつきあいについて



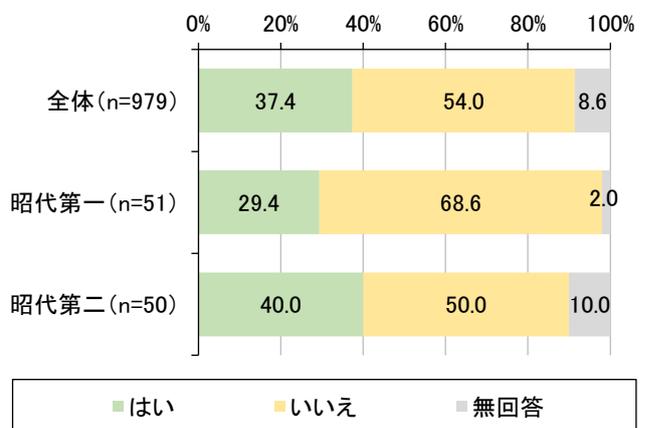
■柳川市にこれからも住み続けたいと思うか



■ここ5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがあるか



■今後地域活動やボランティアをしたいと思うか



地域座談会より *R4.6.19(日)開催

わたしたちが思う、地域の理想像

高齢者と子どもたちが
楽しく話せる

だれもがみんな、集まれる
場所へいける

近所の人たちで協力し、
助け合える地域

誰でも役を引き受けること
ができる

子育てを男女ともに担う

近所で助け合い
笑いがある地域

地域の子どもたちの交流が
推進されている

地域の病院・
医院にかかれる

一人になっても他の人と
仲良く生活できる

わたしたちの地域の今

地域活動に参加する人が
減っている

役を受けてくれる人が
いない、なり手不足

高齢者が買い物や病院に
行くのに困っている

遊び場や憩いの場が少ない

引きこもりの人が多
くなっている

助け合いが
希薄になっている

近くの方でも
あまり話すことがない

民生委員さんに
まかせすぎている

一人暮らしの人の避難を
手伝う人が少ない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

子ども会と老人会の交流を
する

地域座談会をやってみる

子どもたちのおばあちゃん
的な存在になりたい

行事があるときは、積極的
に声をかける

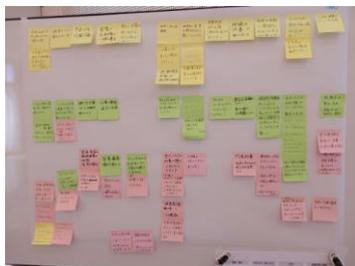
となり、近所の声かけ運動

近所の一人暮らしの方に
目をくばる

交流の場所などに一緒に行
く

小学生の登下校時の
声かけ・見守り

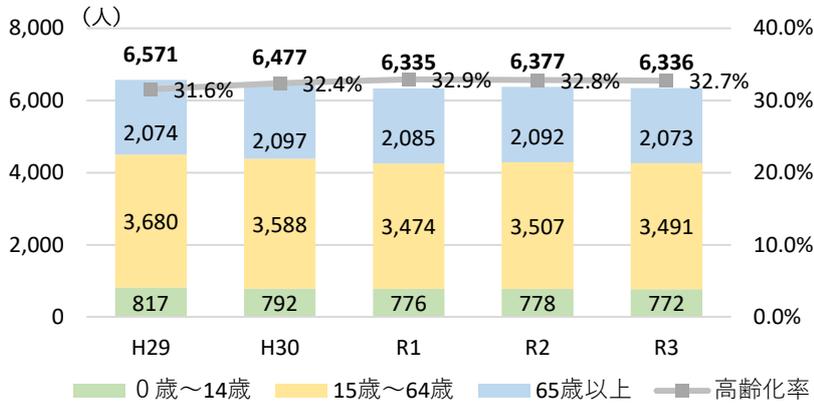
地域の公民館で高齢者の
健康教室を開く



蒲池中学校区

人口の状況

蒲池中校区の年齢3区分別人口の推移



蒲池中校区基本データ(R3時点)

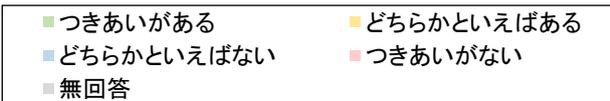
- 人口: 6,336 人
- 高齢化率 32.7%
- 世帯: 2,692 世帯

包括される小学校区

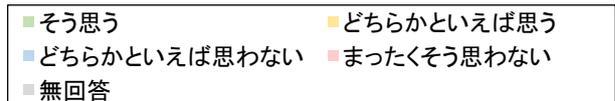
- 蒲池小学校

市民アンケート調査結果

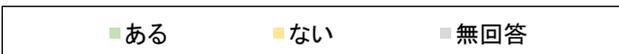
ご近所の人とのつきあいについて



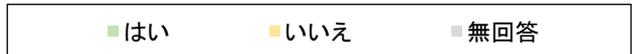
柳川市にこれからも住み続けたいと思うか



ここ5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがあるか



今後地域活動やボランティアをしたいと思うか



地域座談会より *R4.6.19(日)開催

わたしたちが思う、地域の理想像

地域のコミュニケーションが多い

防犯面で安心して暮らせる

子どもと高齢者が集まる場所がある

地区外からの転入者にやさしいまち

子どもたちがずっと住み続けたいと思える

水害を心配せずにいられる

高齢者ひとりでも気軽に外出できる

学校と地域の人たちが自由に話し合える

ひとりでも寂しくない

わたしたちの地域の今

子どもたちとのかかわりが少なくなっている

どんなコミュニティがあるのかあまりわからない

バリアフリーのところが少ない

空き家が多くなっている

車がないと買い物等に困る

近くに住んでいても知らない人が多い

安心して遊べる場所が少ない

ひとりであるお年寄りが心配

高齢者と関わる機会があまりない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

ひとり暮らしの方に声かけをする

相談できる人をつくる

情報収集、市報を見る、興味をもつ

地元を好きになってもらえるような働きかけをする

子どもの登下校時の見守り

みんなが集まれる場所、催しを考える

地域の交流の場があれば積極的に参加する

子ども会でイベントを考え、地域の家(人)を知る

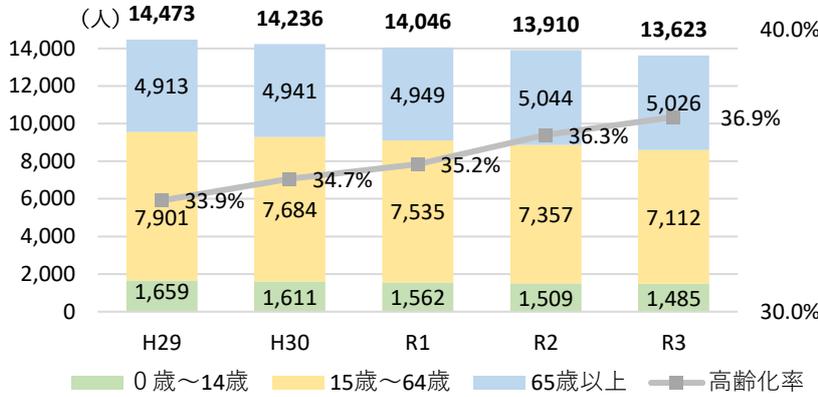
空き家を活用(安く貸し出す、店舗、家)



大和中学校区

人口の状況

■大和中校区の年齢3区分別人口の推移



◆大和中学校区基本データ(R3時点)

- ・人口:13,623人
- ・高齢化率 36.9%
- ・世帯:5,289世帯

◆包括される小学校区

- ・豊原小学校
- ・大和小学校
- ・皿垣小学校
- ・有明小学校
- ・中島小学校
- ・六合小学校

市民アンケート調査結果

■ご近所の人とのつきあいについて



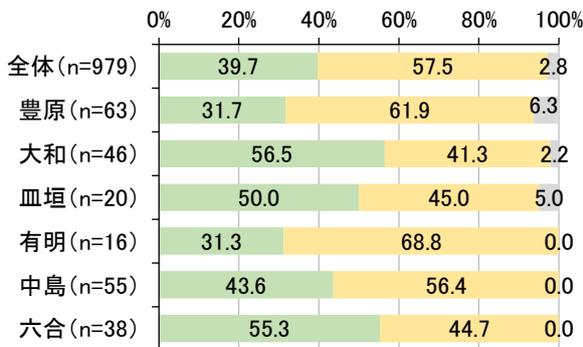
- つきあいがある
- どちらかといえばある
- どちらかといえばない
- つきあいがない
- 無回答

■柳川市にこれからも住み続けたいと思うか



- そう思う
- どちらかといえば思う
- どちらかといえば思わない
- まったくそう思わない
- 無回答

■ここ5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがあるか



- ある
- ない
- 無回答

■今後地域活動やボランティアをしたいと思うか



- はい
- いいえ
- 無回答

地域座談会より *R4.6.26(日)開催

わたしたちが思う、地域の理想像

地域の出事に若者が参加してほしい

近所付き合いができる

定期的に顔が合わせられる

高齢者がより長く元気に過ごせる

障がいのある方も一緒にふれあえる環境づくり

ひとりで取り残されない

災害時に地域で避難がしっかりできる

子育てに不安を持っている人がいない

生涯、生きがいを持って暮らせる

わたしたちの地域の今

コミュニケーションが不足している

近所にどんな人が住んでいるのか把握できていない

地域でこういった活動があるかわからない

活動に男性の高齢者の参加が少ない

相談先がわからない

高齢者の方で同世代の話し相手が減ってきている

社会とつながりがなく、ひとりになっている人も

敬老会への参加者が少ない

若者や高齢者をつなぐ場が少ない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

自分自身、仲の良い友だちをいっぱい作る

子どもたちの安全見守りをしっかり続ける

行事に参加してもらえるように声かけ

近所の人とのあいさつを心がける

自分たちにできる防災の準備をしておく

近所の人に声かけをする

子どもも参加しやすいイベントがあれば参加する

コミュニティバスの使い方の共有→一緒に使ってみる

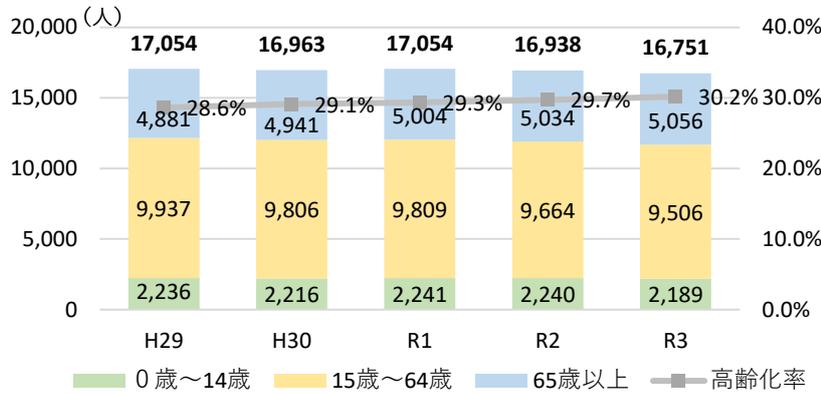
地域の老人会等でサロン事業の開催



三橋中学校区

人口の状況

■三橋中校区の年齢3区分別人口の推移



◆三橋中学校区基本データ(R3時点)

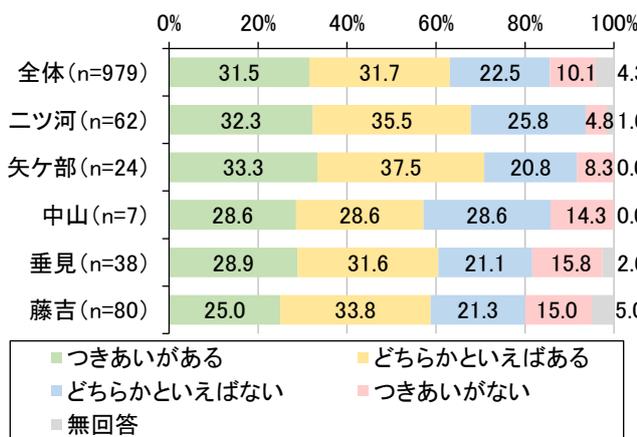
- ・人口:16,751人
- ・高齢化率:30.2%
- ・世帯:6,927世帯

◆包括される小学校区

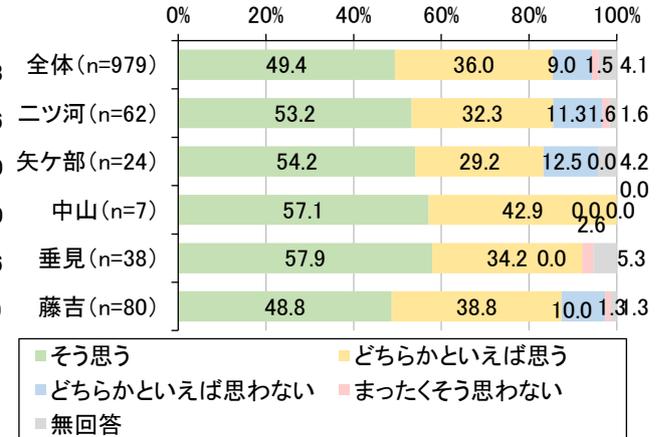
- ・ニツ河小学校
- ・中山小学校
- ・藤吉小学校
- ・矢ヶ部小学校
- ・垂見小学校

市民アンケート調査結果

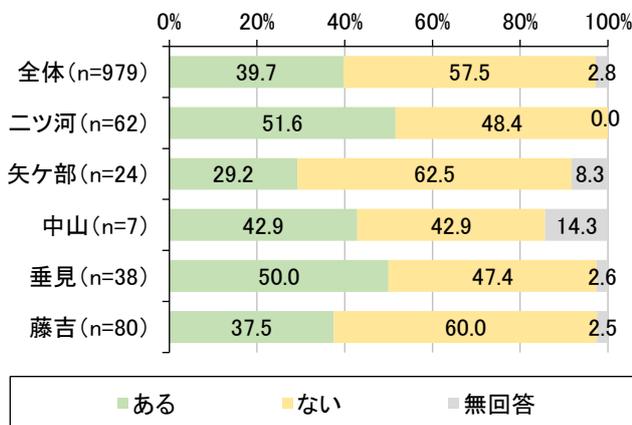
■ご近所の人とのつきあいについて



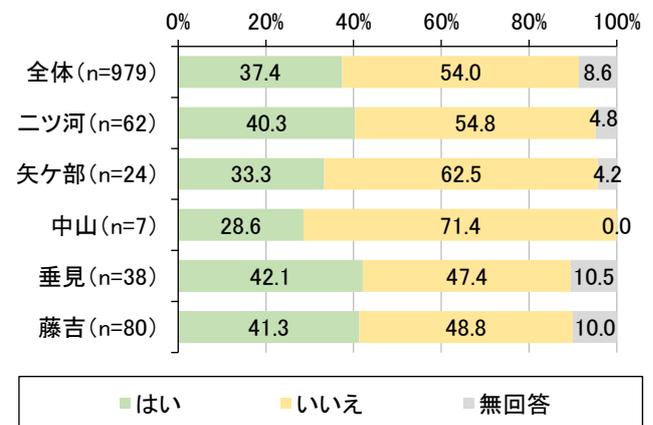
■柳川市にこれからも住み続けたいと思うか



■ここ5年間に地域活動やボランティア活動をしたことがあるか



■今後地域活動やボランティアをしたいと思うか



地域座談会より *R4.6.26(日)開催

わたしたちが思う、地域の理想像

地域住民が協力しながら
仲良く過ごす

新しい世帯が親しみやすい
交流の場がほしい

高齢者の方が集える場所が
あれば良い

困ったことを相談できる

近所どうしの声かけ、
あいさつが行われる

子どもたちが安心して
遊べる場所がほしい

道路の冠水や川の氾濫の
ない安全なまち

地域内で笑い声が聞こえる
楽しいコミュニティがある

若い人も地域の行事に
参加している

わたしたちの地域の今

隣近所の付き合いが少ない

役員を引き受けてくれる人
を探すことが難しい

地域交流の場が
ほとんどない

子どもたちが安心して
遊べる場所が少ない

高齢者との会話が少ない

区長が誰かを知らない
人もいる

近所の交流が少なく、困り
ごとを頼めなくなっている

住んでいる地区でも
知らない人がいる

避難場所の確保が心配

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

子ども会など地区の行事を
少しずつ再開してみる

水害の危険箇所をチェック
する

集まる機会を多く設ける

困っている人がいたら
声かけをする

積極的に活動を行っている
人に文句は言わない

あいさつついでに世間話

地域での美化活動を
日常的に(ゴミ等)

登下校時の見守りで
児童生徒の様子を見る

子どもたちとの
会話を増やす



5 用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。

●医療的ケア児

NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

●NPO

社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

【か行】

●介護予防ボランティア

高齢者が自らの介護予防となるボランティア活動（介護予防ポイント活動）を通して地域貢献すること。高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進することを目的としており、柳川市では、介護予防ポイント活動者事前研修を受けた、柳川市内在住の65歳以上の高齢者（介護保険第1号被保険者）が、介護予防ポイント活動を行った場合に、ポイントが付与され、付与されたポイントの合計に応じ、ポイント転換奨励金が受け取れる事業を行っている。

●苦情解決制度

利用者の立場や意見を擁護する仕組みで、サービス内容に不満や要望がある場合、利用者と事業者の話し合いの仕組みを設定、施設など事業者側の職員が苦情受付担当者となり、利用者からの苦情内容を受け付け、利用者が希望すれば事業者が選任した第三者委員を交えて話し合いを行う。また、都道府県の社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として学識経験者から構成された運営適正化委員会が設置されている。

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

●権利擁護

判断能力が低下した人に対し、適切な権利の行使を支援することや権利侵害の解消や予防をすること。

●合理的配慮

障がいのある方から、ほかの方と同じように活動することができるように、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。

●子育て支援拠点施設

子育て中の親子が気軽に利用でき、親子の交流促進や育児相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントの企画・実施等を行う公共施設のこと。

●個別避難計画

高齢者や障がい者など、自ら避難することが難しい、避難に支援を必要とする人たちの避難方法について、一人ひとりの状況に合わせて個別に定めた計画のこと。

●コミュニティバス

バス不便地域を運行する乗り合いバスの総称。公共交通システムの輸送サービスとして期待されている。

【さ行】

●災害ボランティアセンター

災害発生時に設置される、被災地のボランティア活動を円滑に行うための拠点のこと。被災地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、個人ボランティアや団体の受け入れやマッチングの調整を行う。

●在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関。

●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

●児童発達支援

小学校就学前の6歳までの障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが通う、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、また集団生活への適応に向けた訓練や支援を受けるための制度のこと。

●市民後見人

成年後見人の候補者として専門家ではなく、ボランティアで後見業務を行う人のこと。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

●主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協働による相談支援などをその職務とする民生委員児童委員をいう。

●障がい者基幹相談支援センター

地域における障がい者の相談支援の拠点として、障がいに関する総合的な相談業務を行うとともに、民間の相談支援事業所に対して指導・助言を行うことにより地域の相談支援体制の充実を図る役割などを担う拠点施設のこと。

●障がい者自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●スクールカウンセラー

小学校や中学校等に配置されている心理職として、子どもや保護者からの相談を受ける人のこと。

●スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、障がい、非行、暴力等、子どもや保護者が抱える困難や悩みに耳をかたむけ、解決または緩和できるように一緒に考えたり、本人や本人を取り巻く環境（家庭、学校、地域等）の双方に対し、本来の可能性や強みが引き出せるよう関係機関と連携した支援に取り組む人のこと。

●生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

●生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

高齢者の日常生活の困りごとを把握し、地域貢献活動に参加意欲のある企業や団体等の多様な主体に働きかけ、高齢者の生活を支えるしくみづくりを進める人のこと。

●制度の狭間

既存の公的福祉サービスでは対象とならない、または、該当するサービスがないものの、生活課題が生じており、福祉的支援が求められる状態のこと。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

●ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に担っている状態のこと。

●地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

●DV

ドメスティックバイオレンス。家庭内や恋人などのパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力のこと。

【な行】

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助、権利擁護を行う事業。

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業のこと。

●認知症カフェ

認知症のある人もそうでない人も、気軽に集まって話をしたり、情報交換をしたりする場所。

●認知症ケアパス

認知症本人の家族や周囲の人が適切な対応ができるよう、認知症の症状の進行に合わせて、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示したもの。

●認知症高齢者SOSネットワーク

認知症高齢者などが徘徊行動により行方不明となった場合、より多くの団体や人と情報を共有することで、徘徊による行方不明者の早期発見と保護につなげることを目的としたもので、ネットワークを構成するのは、警察をはじめ、消防、市内の介護事業者、社会福祉協議会、郵便局、農業協同組合、金融機関、医療機関、公共交通事業者などの団体。

●認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

【は行】

●8050 問題

80 代の親と働いていない独身の 50 代の子が同居している世帯のこと。子どものひきこもりの長期化と、親の高齢化につれて深刻な状態に陥る可能性が指摘されている。

●パブリック・コメント

行政機関が計画などの原案を事前に公表し、住民から意見を求め、寄せられた意見を踏まえて決定する制度。

●ピアカウンセリング

「ピア」とは「仲間」という意味であり、ピアカウンセリングとは、同じような立場や、悩みを抱えた人たちが集まって、互いに相談し、知恵を共有したり、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのこと。

●BCP(業務継続計画)

通常業務が困難となるような大規模地震および風水害が発生した際に、重要な業務等を中断することなく提供するための体制等について定めた計画のこと。

●避難行動要支援者台帳

災害が発生した場合において、高齢者、障がいのある人、児童など、災害に対応する能力が十分でない者が迅速かつ確実に避難できるよう、地域の人たちに何らかの助けを希望する人の台帳。

●ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

●フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないものの、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設や生活困窮者等へ無償提供するボランティア活動のこと。

●放課後等デイサービス

6歳から18歳までの障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが通う、生活能力の向上のために必要な訓練等を受けるための制度のこと。

●保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）のこと。保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して、保護観察や犯罪予防活動を行う。

●ボランティアセンター

ボランティア活動の活性化にむけて、ボランティアの需給調整、情報提供、養成教育、ネットワークづくり等を行う拠点のこと。

【や行】

●ヤングケアラー

本来大人が担うことが想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。

●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力の違い等に関わらず、はじめからすべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービス等をつくっていかうとする考え方のこと。

●養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問等により把握された支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の推進につなげる事業のこと。

●よりあい活動

民生委員児童委員など、地域住民が主体となって区内の高齢者の「ひきこもり防止」や「要介護予防」、「生きがい健康づくり」などを目的に行っている活動。

【ら行】

●療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●老々介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。

6 SDGs の 17 の目標について

SDGs における 17 の目標の概要は、以下の通りです。

■SDGs の 17 の目標（網かけは本計画と密接に関わる目標）

	<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p>		<p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>		<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

第3期 柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(令和5年度～令和9年度)

発行：柳川市・柳川市社会福祉協議会

発行年月：令和5年3月

柳川市保健福祉部福祉課
〒832-8601 柳川市本町 87 番地 1
TEL：0944-77-8512
FAX：0944-73-9211

社会福祉法人柳川市社会福祉協議会
〒832-0058 柳川市上宮永町6番地3
TEL：0944-72-5347
FAX：0944-72-5346

